

障害者相談支援業務委託に係る平成30年度から令和5年度までの消費税について

議案第1号参考資料
第1回定例会
福祉課
令和6年2月13日

○付属説明書19ページ 3 民生費 1 社会福祉費 2 障害福祉費
障害者自立支援給付事業 課税対象となる委託事業の消費税分 補正予算額 11,973千円

(1) 現年度分 補正額 2,255千円

ア 障害者相談支援等事業委託料

(単位：円)

	相談支援事業委託（精神）		相談支援事業委託（身体・知的）		消費税分合計 （①+②）
	契約金額	消費税①	契約金額	消費税②	
令和5年度	4,585,000	458,500	10,311,000	1,031,100	1,489,600
			補正額		1,490千円

イ 基幹相談支援センター事業委託料

(単位：円)

	契約金額	消費税
令和5年度	7,641,000	764,100
	補正額	765千円

(2) 過年度分（平成30年度から令和4年度分）

補償金（延滞税含む） 補正額 9,718千円

(単位：円)

	相談支援事業委託（精神）		相談支援事業委託（身体・知的）		消費税分合計 （①+②）
	契約金額	消費税①	契約金額	消費税②	
平成30年度	4,050,000	324,000	10,733,000	858,640	1,182,640
令和元年度	4,460,000	401,480	10,805,000	972,452	1,373,932
令和2年度	4,585,000	458,500	10,347,000	1,034,700	1,493,200
令和3年度	4,585,000	458,500	10,311,000	1,031,100	1,489,600
令和4年度	4,585,000	458,500	10,311,000	1,031,100	1,489,600
合計		2,100,980		4,927,992	7,028,972 ^㉗

(単位：円)

	基幹相談支援センター事業委託	
	契約金額	消費税
平成30年度	—	—
令和元年度	—	—
令和2年度	7,605,000	760,500
令和3年度	7,641,000	764,100
令和4年度	7,641,000	764,100
合計		2,288,700 ^㉘

○過年度（平成30年度～令和4年度）消費税分 9,317,672円（㉗+㉘） } 合計
○上記のほか、平成30年度から令和4年度までの延滞税（見込）として400,000円 } 9,717,672円

※令和元年10月1日付で消費税8%から10%に変更（4月～9月は8%、10月～3月は10%で計算）